倉敷市ナシフグ取扱い要領

(趣旨)

第1条 ナシフグの衛生確保については、「倉敷市ナシフグ取扱い要綱」(平成13年倉敷市 告示第210号。以下「要綱」という。)に定めるほか、この要領に定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱において定義したものとする。

(県及び県漁連への協力)

- 第3条 保健所長は、岡山県ナシフグ取扱い要領(平成28年3月16日生衛第1063号岡 山県保健福祉部長及び水第705号岡山県農林水産部長通知。以下「岡山県要領」という。
  - ) 第3条に規定するナシフグ指導員養成会の開催に協力する。
- 2 保健所長は、岡山県要領第5条に規定するナシフグ研修の開催に協力する。

(漁協等の届出)

第4条 要綱第5条第1項又は第7項の届出において、届出者は、県漁連を経由して保健所長に届出書を提出しなければならない。

(ナシフグ取扱者の届出)

第5条 要綱第7条第1項又は第6項の届出において、届出者は、漁協等及び県漁連を経由して保健所長に届出書を提出しなければならない。

(講習)

- 第6条 保健所長は、ナシフグ処理認定者を養成するため、必要に応じてナシフグ処理講習( 以下「講習」という。)を開催する。
- 2 講習の受講者に関する要件は、次のいずれか一つとする。
  - (1) 条例第2条第3号に規定するふぐ処理師であること。
  - (2) 条例第4条第3項に規定する免許の申請をしている者であること。
  - (3) 条例附則第2項に規定する認定証を交付された者(以下「認定ふぐ処理師」という。) であること。
- 3 講習を受講しようとする者は、指定された日までに、保健所長に所定の申請書を提出しな ければならない。
- 4 講習の内容は、次に掲げるものを必須とする。
  - (1) ナシフグを含むふぐに関する知識

- (2) ナシフグの衛生確保を含む食品衛生に関する知識
- (3) 要綱及びこの要領を含む食品衛生関係法規
- 5 保健所長は、受講者に対し、前項の内容について試験を行う。

(認定)

第7条 保健所長は、前条第5項の試験の合格者をナシフグ処理認定者に認定するとともに、 所定のナシフグ処理認定証を交付する。

(表示)

- 第8条 要綱第12条第2項の別に定める表示方法は、次のとおりとする。
  - (1) 管理番号については、管理番号である旨の文字の次に、該当する番号を記載しなければならない。
    - 例 「岡山県ナシフグ産地確認証紙管理番号 A12345」、「産地確認証紙管理番号 A12345」、「管理番号 A12345」等
  - (2) 証紙を貼付及び添付した漁協等の名称又は氏名については、「集荷」の文字の前又は後に、以下のように記載しなければならない。
    - ア 漁協の場合は、次のいずれかの文字を記載すること。

「岡山県○○漁業協同組合」

「岡山県○○漁協」

例 「集荷 岡山県A漁業協同組合」、「岡山県A漁協集荷」

イ 県漁連が指定した者の場合は、法人の名称又は個人の氏名の前又は後に、次のいずれ かの文字を記載すること。なお、法人の名称における「株式会社」等は、「(株)」又 は「KK」等と省略してもよい。

「岡山県漁業協同組合連合会指定者」

「岡山県漁業協同組合連合会指定」

「岡山県漁連指定者」

「岡山県漁連指定」

- 例「集荷 岡山県漁業協同組合連合会指定(株)A」、「集荷(有)B岡山県漁連指 定者」、「集荷 岡山県漁業協同組合連合会指定者 岡山太郎」、「岡山県漁連指 定岡山二郎集荷」等
- (3) 漁獲年月日については、漁獲年月日又は漁獲の旨の文字の前又は後に、食品表示基準

(平成27年内閣府令第10号)の第3条に規定された消費期限又は賞味期限の年月日の 記載と同様の方法で記載しなければならない。

例 「漁獲年月日 平成27年4月1日」、「漁獲年月日 2015年4月1日」、「27.4.1 漁獲」、「漁獲 15.4.1」等

附則

この要領は、要綱を施行した日から施行する。

附則

この要領は、平成26年1月7日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、要綱を施行した日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。